

令和4年度

事業計画書
予算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

公益財団法人 日本クレジットカウンセリング協会

令和4年度事業計画書

〔自 令和4年4月1日〕
〔至 令和5年3月31日〕

令和4年度の事業については、次の計画により実施する。

1. 基本方針

協会の事業運営をめぐることは、①平成19年の政府要請を踏まえた「少なくとも各ブロック単位（全国11箇所）」におけるカウンセリング拠点の整備の推進、②国の公益認定による公益財団法人への移行を受けて、一層自律的に協会の公益的機能（消費者保護機能）を高めていくことが、特に求められている。

これらの課題に総合的に対処するため、事業運営の方針として「今後における拠点の展開の方向性について」を平成25年3月18日の理事会において決定したところである。また、協会をとりまく経営環境が依然として厳しい状況にあること等から、平成31(2019)年2月6日の理事会において、「今後の拠点の整備・運営に関する方針」を定め、協会の業務の持続可能性にも配慮した拠点の整備・運営の方針を明らかにしたところである。

令和4年度においては、これらの方針等に沿って、拠点の適切な運営等に努めつつ、引き続き、消費者保護の観点から公正・中立なカウンセリングを推進する。

また、業務運営に当たっては、新型コロナウイルス感染症への対策に万全を期すこととする。

2. 持続可能かつ効果的・効率的な業務運営の推進

カウンセリングセンター（以下「センター」という。）の機能の集約化については、平成31(2019)年4月1日に、仙台、名古屋及び福岡の3センターが相談室に移行したことをもって完了した。令和4年度は、前年度に引き続き、東京・大阪の東西2大センター体制の下で、業務運営におけるICTの活用等を推進しながら、カウンセリング業務を持続可能な形で効果的・効率的に実施する。

(1) 大阪センターの適正・的確な運営の推進

政府の「多重債務問題改善プログラム」（H19.4.20 多重債務者対策本部決定）により当協会の拠点の設置が要請されていた近畿ブロックにおいて、日本弁護士連合会及び大阪弁護士会の協力を得て、平成30年1月に大阪センターを開設することができた。

当協会としては、地域の多重債務者救済に向けて、大阪センターの適正かつ的確な運営を確保するとともに、引き続き、相互関係の緊密化に向けた展望を共有するものとする。

(2) 相談室の運営等

多重債務者救済という当協会の公益的機能を一層発揮していくため、これまで、非常設の「相談室」を各地に開設し、カウンセリング拠点の広範化を推進してきたところである。しかしながら、協会をとりまく経営環境が依然として厳しいこと等を勘案し、北海道ブロックの「家計相談室」の開設を除き、新規の相談室の開設に向けた取組みは実施しないこととする。

また、ブロック機関（地方財務局及び財務支局）が所在する道府県（ただし関東ブロックは東京都）以外に開設された相談室については、協会の財政事情が一層厳しいものとなり、現行の拠

点を維持していくことが極めて難しい状況となることを見込まれる場合には、「多重債務問題改善プログラム」の趣旨に反しない範囲で、引き続きその活動の縮小等について検討する。

(3) センター・相談室のカウンセリング枠数等の見直し

電話相談件数やカウンセリングの需要の動向を踏まえながら、センター・相談室におけるカウンセリング枠数等の見直しを、継続的かつ計画的に推進する。

(4) ICT を活用した業務運営の効率化等

センター・相談室の業務の効率化等に資するため、業務の電子化、テレワークの導入等を推進する。令和4年度においては、引き続き東京・大阪の各センター及び各相談室の業務の電子化を進めるとともに、名古屋相談室及び広島相談室の近傍にサテライトオフィスを開設しテレワークを実施する。

3. 多重債務カウンセリング事業

多重債務カウンセリング事業については、多重債務者の生活の再建を支援するため、引き続き、消費者保護の観点から公正・中立なカウンセリングを推進する。カウンセリングの実施に当たっては、関係機関との密接な連携に努める。

また、近年に至り各種の相談窓口で顕在化が指摘されている心理的な問題を抱えた相談者への対応について、平成30年1月から導入した心理の専門資格を保有するカウンセラーを、各センター・相談室におけるカウンセリングにおいて的確に活用していけるよう、調整・推進を図ることとする。

(1) 多重債務ほっとライン(電話相談)

多重債務ほっとラインに寄せられる電話相談については、次の表に掲げたセンターに所属するアドバイザーカウンセラーが対応する。

なお、相談室の多重債務ほっとラインについては、指定されたセンターにおいて対応する。

(2) カウンセリング(面接相談)

面談によるカウンセリングは、次の表に掲げたセンター及び相談室において、弁護士カウンセラー及びアドバイザーカウンセラーにより実施する。なお、相談室での面接相談については、当該相談室について委嘱された弁護士カウンセラー及び指定されたセンターから派遣されたアドバイザーカウンセラーが担当する。

	弁護士カウンセラー及びアドバイザーカウンセラーによる面接相談(3時間)の年間枠数(注1)	アドバイザーカウンセラーの数
東京センター	336回	週のべ40.5人 (実員17人)(注2)
大阪センター	144回	週のべ28人 (実員14人)(注2)
福岡相談室	45回	(毎回1人大阪センターから派遣)
名古屋相談室	74回	(毎回1人東京センターから派遣)
仙台相談室	54回	(毎回1人東京センターから派遣)
広島相談室	46回	(毎回1人大阪センターから派遣)
新潟相談室*	0回	(毎回1人東京センターから派遣)
静岡相談室	27回	(毎回1人東京センターから派遣)
熊本相談室	6回	(毎回1人大阪センターから派遣)
福島相談室*	0回	(毎回1人東京センターから派遣)
高松相談室	8回	(毎回1人大阪センターから派遣)
金沢相談室	8回	(毎回1人東京センターから派遣)
沖縄相談室	10回	(毎回1人東京センターから派遣)
横浜相談室	19回	(毎回1人東京センターから派遣)
さいたま相談室	19回	(毎回1人東京センターから派遣)
岐阜相談室*	0回	(毎回1人大阪センターから派遣)
松山相談室	7回	(毎回1人大阪センターから派遣)
前橋相談室	11回	(毎回1人東京センターから派遣)
宮崎相談室	8回	(毎回1人大阪センターから派遣)
三重相談室*	0回	(毎回1人大阪センターから派遣)
長野相談室	16回	(毎回1人東京センターから派遣)

(注1) 枠の回数については、過去の実績を元に関係地域弁護士会と協議して決定した。

(注2) 心理ケア担当及びサテライトオフィスのアドバイザーカウンセラーを含む。

(注3) *を付した相談室については、令和2年4月1日から当面の間、新規カウンセリングの受付を停止する(継続案件のみに対応)。

(3) カウンセリング研究会の開催等

カウンセリングの充実と質の向上を図るため、カウンセリング研究会を開催する。また、アドバイザーカウンセラーに対し、各種の研修会への参加の機会の提供やスキルアップのための支援を図る。

(4) 関係機関との密接な連携

多重債務問題は、家計の管理に関する問題にとどまらず、精神疾患、依存症、貧困など様々な要因が影響していることも踏まえ、法テラス、消費生活センター、精神保健福祉センター、依存症対応の自助グループ、自立相談支援センター、フードバンク、こども食堂など関係機関との密接な連携に引き続き努める。

4. 啓発事業及び広報活動

(1) 啓発事業の展開

多重債務カウンセリング事業と並び協会の業務の柱となっている啓発事業については、引き続き、啓発資料の作成・配付及び要望に応じた講師派遣事業を推進する。

(2) 広報の戦略的な展開

当協会を知る契機となった情報源の多くを、インターネット閲覧及び関係機関からの紹介が占めることを踏まえ、戦略的に広報を展開する。

①インターネット検索を端緒とする相談が着実に増加してきていることを踏まえ、ホームページの内容を充実させるなど効果的な広報を重点的に展開する。

②地域の消費生活センターや法テラスなどの関係相談窓口に対し、無料の任意整理と家計再建のためのカウンセリングを一体としたJCCOの多重債務者救済機能について、徹底した周知を図るとともに、協会の機能に適合する相談案件の紹介を要請するため、引き続き、関係窓口への訪問広報活動を着実に推進する。

また、これまでどおり、関係機関と連携したイベント活動も着実に展開する。

5. 管理的事項

(1) 賛助会員の募集等

多重債務者等に対し、消費者保護の観点から公正・中立なカウンセリングを行うことにより、その生活再建と救済を図ること等を目的とする当協会の趣旨に賛同し、事業に協力しようとする賛助会員を募る活動を推進する。

そのため、多重債務問題に関連する業界団体等への働きかけを引き続き推進するなどの措置を講ずる。

また、賛助会費以外の財源を確保するための取組み（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用制度への応募等）を引き続き推進する。

(2) 主たる事務所の移転

業務量の動向等を踏まえつつ、主たる事務所（東京センターと事務局本部が入居）を利便性が高く家賃がより低廉な都内の小規模なオフィスに移転する。

(3) 大規模災害等への備え

近年、大規模な地震や台風による自然災害が頻発していること等を踏まえ、これらの事態に適切・円滑に対応するための規程等を整備する。

正味財産増減予算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:千円)

科目	当年度			前年度	増 減
		公益事業会計	法人会計		
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益					
基本財産受取利息振替額	1,067	1,067	0	1,067	0
特定資産運用益					
特定資産受取利息	16	16	0	16	0
受取会費					
賛助会員受取会費振替額	173,000	119,830	53,170	203,000	△ 30,000
その他収益					
受取利息	2	2	0	2	0
雑収益					
経常収益合計	174,085	120,914	53,170	204,085	△ 30,000
(2) 経常費用					
カウンセラー謝金	80,530	80,530	0	85,510	△ 4,980
人件費	69,344	33,345	35,999	72,281	△ 2,937
借上・賃借料	37,879	30,807	7,071	36,543	1,336
事業・管理諸費	30,404	22,794	7,610	28,404	2,000
啓発広報作成費	2,365	2,365	0	2,750	△ 385
啓発諸費	648	648	0	648	0
退職給付費用	4,276	1,874	2,402	3,891	385
減価償却費	398	310	88	527	△ 129
経常費用合計	225,843	172,673	53,170	230,554	△ 4,711
当期経常増減額	△ 51,759	△ 51,759	0	△ 26,469	△ 25,289
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 51,759	△ 51,759	0	△ 26,469	△ 25,289
II 指定正味財産増減の部					
賛助会員受取会費	173,000	119,830	53,170	203,000	△ 30,000
一般正味財産への振替額	△ 173,000	△ 119,830	△ 53,170	△ 203,000	30,000
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0

(参考)

収支予算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:千円)

科目	令和4年度予算額	令和3年度予算額	増△減	令和3年度決算見込額
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
① 基本財産運用収入				
基本財産利息収入	1,067	1,067	0	1,065
② 特定資産運用収入				
特定資産利息収入	16	16	0	5
③ 会費収入				
賛助会員会費収入	173,000	203,000	△ 30,000	203,000
④ その他収入				
受取利息ほか	2	2	0	14
⑤ 特定資産からの充当額				
退職給付引当資産からの充当額	0	0	0	0
テレワーク推進積立資産からの充当額	26,458	14,060	12,398	14,150
事業活動収入計	200,543	218,145	△ 17,602	218,234
2. 事業活動支出				
① 事業費支出計	170,489	176,627	△ 6,137	174,558
カウンセリング事業費支出	167,476	173,228	△ 5,752	172,608
カウンセラー謝金支出	80,530	85,510	△ 4,980	85,832
給料等事業人件費支出	33,345	36,152	△ 2,807	37,832
借上・賃借料支出	30,807	28,690	2,117	28,963
事業諸費支出	22,794	22,876	△ 83	19,981
啓発事業費支出	3,013	3,398	△ 385	1,951
啓発広報資料作成費支出	2,365	2,750	△ 385	1,913
啓発諸費支出	648	648	0	38
② 管理費支出計	50,680	49,509	1,171	48,111
報酬・給料等管理人件費支出	35,999	36,129	△ 130	35,883
賃借料支出	7,071	7,853	△ 782	8,055
管理諸費支出	7,610	5,528	2,082	4,173
③ 退職給付支出	0	0	0	0
事業活動支出計	221,169	226,136	△ 4,967	222,670
事業活動収支差額	△ 20,626	△ 7,991	△ 12,635	△ 4,436
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
① 特定資産取崩収入	26,458	14,060	12,398	14,150
退職給付支出取崩収入	0	0	0	0
テレワーク推進積立資産取崩収入	26,458	14,060	12,398	14,150
② 敷金・保証金戻り収入	14,940	0	14,940	93
投資活動収入計	41,399	14,060	27,339	14,243
2. 投資活動支出				
① 特定資産取得支出	4,276	3,891	385	3,891
退職給付引当資産取得支出	4,276	3,891	385	3,891
② 固定資産取得支出	0	0	0	0
什器備品購入支出	0	0	0	0
③ 敷金・保証金支出	11,449	0	11,449	278
④ テレワーク推進積立資産充当支出	26,458	14,060	12,398	14,150
⑤ 拠点整理特別損失支出	0	0	0	5,000
投資活動支出計	42,183	17,951	24,232	23,319
投資活動収支差額	△ 785	△ 3,891	3,106	△ 9,076
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	0
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0	0
IV 予備費支出	3,000	3,000	0	0
当期収支差額	△ 24,411	△ 14,882	△ 9,529	△ 13,512
前期繰越収支差額	104,988	114,883	△ 9,894	118,500
次期繰越収支差額	80,578	100,001	△ 19,423	104,988